

島根海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

・新たに定第16号を追加する。

(1)漁業権に関する事項

※以下を除く定置漁業、区画漁業、共同漁業については、現在水産課ホームページに公表している島根海区漁場計画の内容から変更ないため省略する。

[島根海区漁場計画公表ページURL(<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/kanri/iji/20030901gyojyoukeikaku.html>)]

追加

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	条件
定第16号	松江市島根町多古、多古鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度36分00.9秒 東経133度3分57.3秒 イ 北緯35度36分21.8秒 東経133度4分21.7秒 ウ 北緯35度35分31.8秒 東経133度4分42.7秒 エ 北緯35度35分30.3秒 東経133度4分41.0秒	定置漁業 (ぶり定置漁業)	1月1日から 12月31日まで	令和7年7月1日から 令和10年8月31日まで	(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。 (2) 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

※存続期間は、他の定置漁業の終期に揃えている。

定置漁業権漁場図

免許番号 定第 16 号

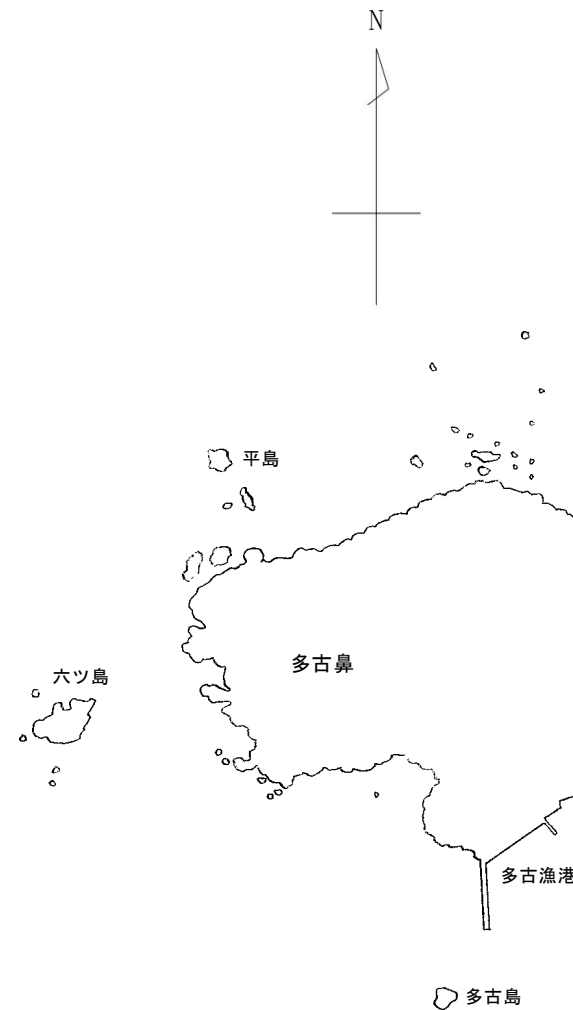
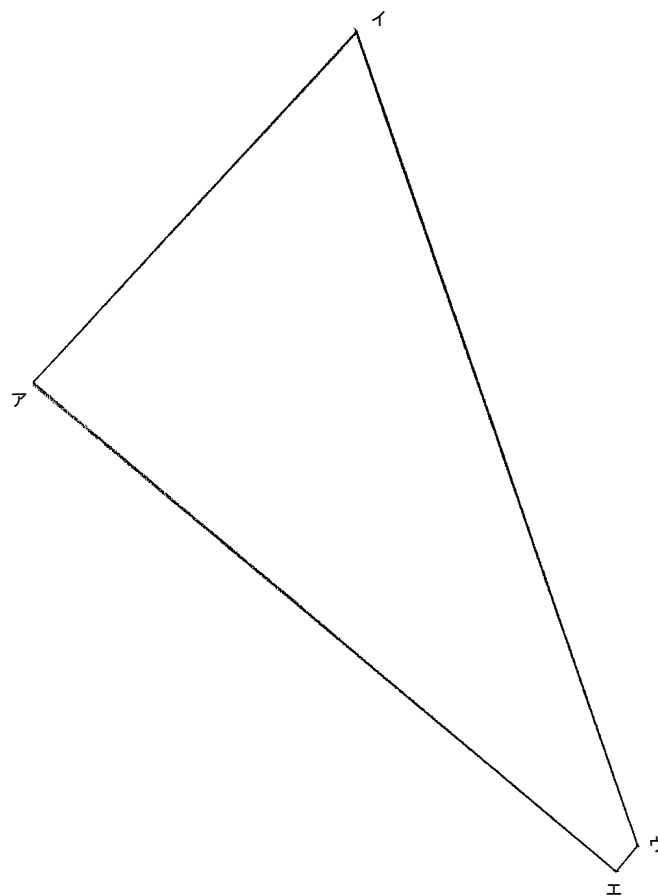
漁場の位置

松江市島根町多古、多古鼻地先

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって
囲まれた区域

- ア 北緯 35 度 36 分 00.9 秒 東経 133 度 3 分 57.3 秒
- イ 北緯 35 度 36 分 21.8 秒 東経 133 度 4 分 21.7 秒
- ウ 北緯 35 度 35 分 31.8 秒 東経 133 度 4 分 42.7 秒
- エ 北緯 35 度 35 分 30.3 秒 東経 133 度 4 分 41.0 秒



1
10,000